



2018年11月19日

各位

会社名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引字 圭祐
(コード：3989、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 経営戦略室長 森吉 寛裕
(TEL. 052-414-6025)

行使価額修正条項付新株予約権第7回新株予約権（第三者割当て）の 取得および消却に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、2018年11月19日付、会社法第370条およびシェアテック定款の定めに基づく取締役会決議に替わる書面決議において、2018年6月11日に発行したシェアリングテクノロジー株式会社第7回新株予約権（第三者割当て）（以下：本新株予約権）につきまして、本新株予約権発行要項第14項第1号の定めに基づき、取得日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得および消却する新株予約権の内容

(1) 取得および消却する新株予約権の名称	シェアリングテクノロジー株式会社 第7回新株予約権（第三者割当て）
(2) 発行期日	2018年6月11日
(3) 取得および消却する新株予約権数	916個
(4) 発行価額	5,604,088円
(5) 本新株予約権の目的である 株式の種類および数	普通株式 2,747,084株
(6) 取得日および消却日	2018年12月4日
(7) 取得価額	5,604,088円
(8) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 新株予約権の取得および消却の理由

本新株予約権は、さらなる積極的な事業展開を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達をすることを目的として発行したものです。シェアテックは、2018年9月期末時点で3,296百万円の現金および現金同等物を有しており、さらに、今後の事業活動等により増加する資金および負債の資金調達環境に鑑みれ

ば、本新株予約権の取得および消却後も積極的に事業への投資戦略を柔軟に遂行し得る十分な投資余力を有しているものと認識しており、今後の資金需要および資本政策等を総合的に勘案し、潜在的な希薄化に繋がる株式数を減少させることを目的として、本新株予約権の発行要項の規定に従い、本新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。

なお、本新株予約権の取得および消却は潜在的な希薄化に繋がる株式数を減少させる純粋な資本政策の一環として実施されるものであり、本新株予約権の発行要項に設定されている業績条件への到達可否について、シェアテックとして何ら見解を示すものではありません。

3. 今後の見通し

本件による2019年9月期のシェアテックグループの業績に与える影響は、軽微であります。

以 上